

新規産業立地事業費補助金のあらまし

令和 7 年 度 版

静岡県企業立地推進課

目 次

・補助金の制度について	 2
・適用要件について	 2
・補助率・補助額・限度額について	 8
・対象経費について	 9
・申請手続きについて	 10
・その他	 11

この補助金は、以下の規定に基づき交付されるものです。

- ・静岡県補助金等交付規則
- ・新規産業立地事業費補助金交付要綱
- ・新規産業立地事業費補助金交付取扱要領

申請にあたっては上記規定のほか、この「あらまし」や「申請の手引き」を確認し、誤りのないよう御留意ください。

◆問い合わせ先 静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課

電 話：０５４－２２１－３２６２

メール：kishinsan@pref. shizuoka. lg. jp

補助金の制度について

§ 1 新規産業立地事業費補助金とは、どのような制度ですか？

- 工場、研究所、物流施設等を新設又は増設する場合に、設備投資（建物及び機械装置）に対して補助する制度です。以前から自社で所有している施設の内部に機械設備を購入し設置する場合は、新設又は増設にあたらないため、補助対象とはなりません。
- 事業認可等の事前審査はなく、申請時に要件を満たせば補助金の交付を受けることができます。

§ 2 どのような設備投資の形態であれば補助対象となり得ますか？

主に、以下の３種類の形態が補助対象となります。

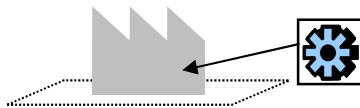
①用地を取得し工場等を新設



②自社有地内に工場等を新設又は増築



③中古の工場等を取得し機械設備を購入



適用要件について

§ 3 補助を受けるための条件はありますか？

補助を受けるためには、補助要件を全て満たすことが必要です。

種 別	工場・物流施設	研究所
①業 種	製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業等	製造業の分野に係る研究所、自然科学研究所
②設備投資額	5 億円以上	1 億円以上
③雇 用 増	次のいずれかに該当すること ・ 補助対象施設及び県内全事業所でそれぞれ 1 人以上 ・ 補助対象施設及び県内全事業所で雇用維持かつ県内全事業所で生産性向上10%以上	・ 補助対象施設及び県内全事業所でそれぞれ 1 人以上
	補助金交付年度の翌年度から 3 年間、維持することが必要	
④事 業 期 間	2 年、3 年、5 年のいずれか	
そ の 他	(物流施設のみ) 流通加工用設備等、県の定める 2 種類以上の物流用設備の設置（別表 2（P13）参照）	補助対象施設の研究員 5 人以上 研究に用いる床面積 200 ㎡以上

§ 3-①【業種】 どのような業種・施設が対象になりますか？

- ・ 日本標準産業分類大分類 E に分類される製造業に係る工場、研究所
- ・ 同小分類 711 の自然科学研究所
- ・ 同中分類 44 の道路貨物運送業、47 の倉庫業、小分類 484 のこん包業又は大分類 I の卸売業、小売業若しくは製造業にかかる物流施設（流通加工等を行う施設に限る。）
- ・ 同小分類 011 の耕種農業に係る施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し管理するものなど）が対象です。

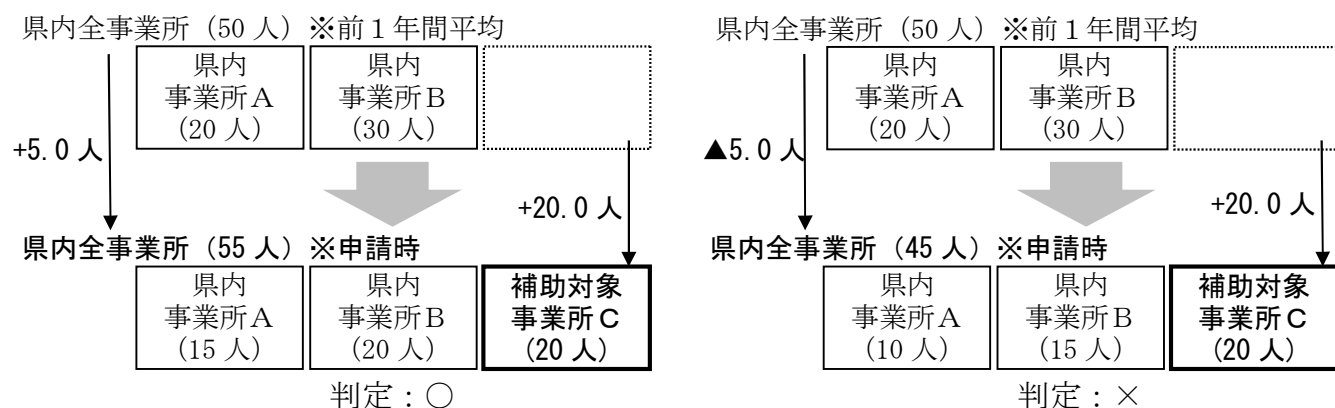
§ 3-②【設備投資額】 どのような費用が設備投資額に算入されますか？

設備投資額に算入できる費用については、別表 1（P12）を参照してください。

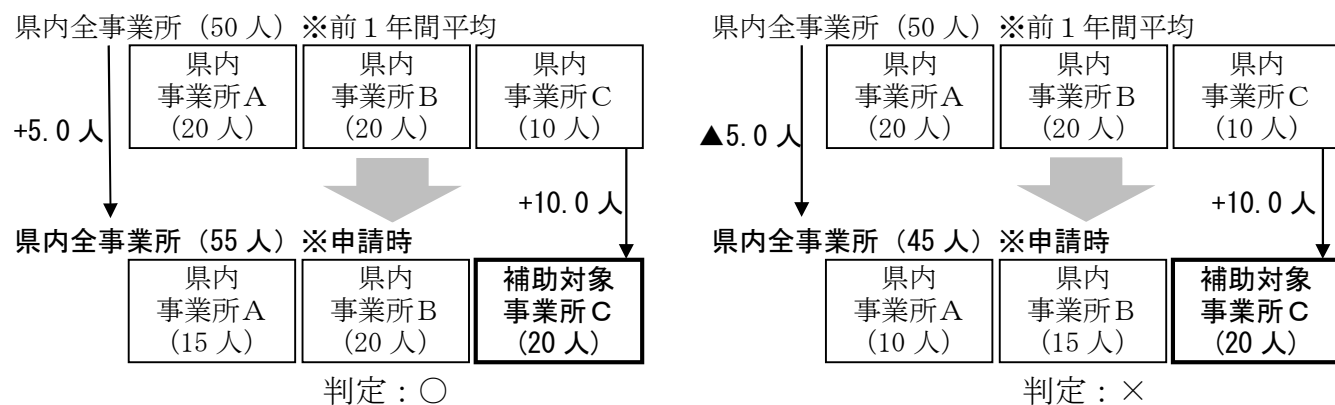
§ 3-③【雇用要件(1)】 補助対象施設及び県内全事業所でそれぞれ 1 人以上雇用増とは？

下記のイメージ図のとおりです。

＜新たに土地を取得して事業所 C を新設する場合＞

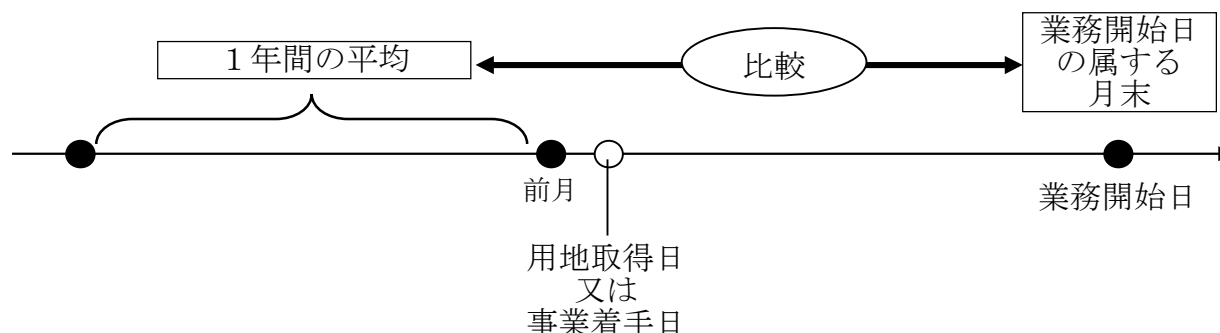


＜事業所 C の敷地内に工場を新設・増設する場合＞



§ 3-③【雇用要件(2)】 雇用者数の増加は、どの時点で比較されますか？

- 雇用増は、「用地取得日又は事業着手日（§ 3④(2)参照）の前月から起算して前1年間の平均」と「業務開始日（§ 3④(4)参照）の属する月末の数」との差で数えます。



§ 3-③【雇用要件(3)】 雇用者数の算定方法は？

- 操業する企業が直接雇用する、雇用保険法の一般被保険者が対象です。
- 上記を証明するため、ハローワークで「事業所台帳異動状況照会（ヘッダー2）」を取得する必要があります。
- 派遣、請負等、企業が直接雇用していない方、県外に住民票のある方は雇用者数に含みません。
- パート（週30時間未満勤務の方）は1/2人に換算されます。

§ 3-③【雇用要件(4)】 雇用数維持（雇用増0人）の場合、適用条件は何ですか？

(1) 補助要件について

雇用数維持（雇用増0人）の場合は、生産性の向上10%以上の要件を満たす必要があります。なお、雇用人数のカウント方法は補助金交付要綱第2（3）によります。（パートタイマーは1/2換算）

(2) 対象業種について

製造業、植物工場、物流施設が対象です。研究所は対象外となります。

物流施設は、単なる貸倉庫を対象としておらず、流通加工等を行う施設のみを対象としているため、生産性の向上を図ることが可能です。このため、製造業と同様に『雇用数維持（雇用増0人）かつ生産性向上10%以上』を要件とすることができます。

研究所は、売上高が発生しない場合があるため、本補助制度上で定める生産性の向上が確認できません。このため、『雇用数維持（雇用増0人）かつ生産性向上10%以上』の要件は付さず、『雇用増1人以上』を要件とします。

(3) 「生産性の向上」について

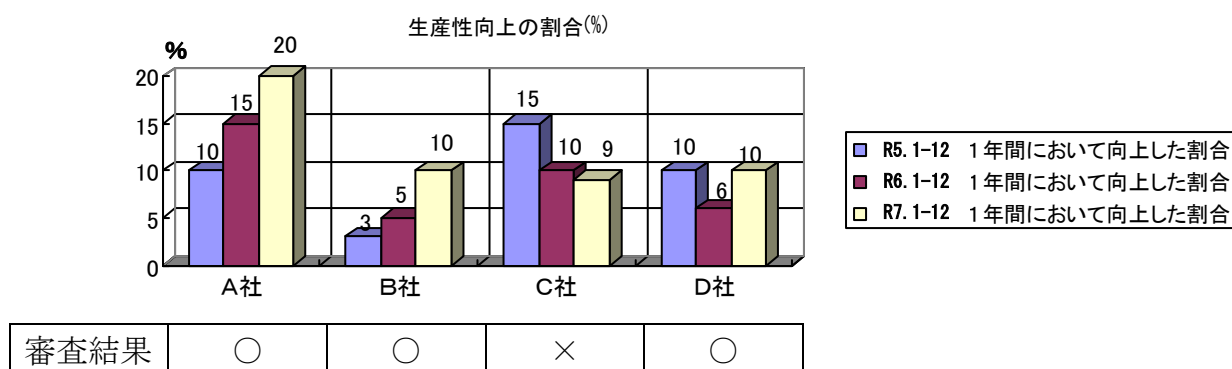
生産性とは労働生産性のことをいい、次のいずれかの数式により算定します。

物的労働生産性＝生産数量／雇用者数

価値労働生産性＝生産額／雇用者数

補助金申請にあたり、「用地取得日または事業着手日前 12 ヶ月の平均」と「業務開始後 3 年目までのそれぞれ 1 年ごとの平均値（計画）」の提出を求めます。申請された計画に基づいて、業務開始後 3 年の間に生産性を 10%以上向上し、これを維持することになっているかを確認します。

(例) 業務開始月が R4. 12 の場合



§ 3－④【事業期間(1)】 事業期間は何年間ですか？

事業期間とは、用地取得日又は事業着手日（§ 3④(2)参照）から業務開始日（§ 3④(4)参照）までの期間を指します。

用地取得形態	土地を新たに取得した場合※ ¹ （賃貸借等含む）	自社所有地の場合
事業期間の開始	用地取得日※ ²	事業着手日
事業期間の終了	造成地 3 年間、未造成地 5 年間※ ³	2 年間
	土地利用上の規制があり、用地開発の行政手続に時間を要するなど、合理的な理由があり、事業期間終了の 6 か月前までに※ ⁴ 所定の様式により、県に申し出た場合には、延長できることがあります。	

※ 1 100%親子会社間の土地の購入、賃借は、自社所有地の扱いになります。

※ 2 土地を新たに取得した場合でも、事業着手日が用地取得日（§ 3④(2)参照）より早いときには、事業期間は事業着手日を起算とし、3年または5年となります。

※ 3 土地の造成、未造成については個別に判断しますので、県担当者に御相談ください。

※ 4 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより事業期間内に業務を開始することが困難な場合は、事業期間の終了までに県に申し出てください。

§ 3－④【事業期間(2)】 事業着手日、用地取得日とは何ですか？

それぞれ、以下のうち、最も早い日をいいます。

事業着手日又は用地取得日のいずれか早い日が、事業期間（§ 3④(1)参照）の起算日になります。

事業着手日		用地取得日	
工場等の	工事請負契約日	土地の	売買・賃貸借等契約日
	売買契約日		売買・賃貸借等予約日
	賃貸借契約日		手付金支払日
機械設備の	売買契約日		
	賃貸借契約日		

§ 3－④【事業期間(3)】 事業期間を延長できる場合とは、どのような場合ですか？

- 法令による土地利用の規制に係る行政手続きに時間を要する場合
- 設備投資額（用地取得日及び造成費等を除く）が30億円以上の大規模な工場等の設置で、事業期間内に業務を開始することが困難な場合
- 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う工場等の設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合
- 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続きに時間を要する場合
- 公共事業や公共イベント等への協力により工場等の設置が中断する場合
- 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより事業期間内に業務を開始することが困難な場合

§ 3-④【事業期間(4)】 業務開始日の決め方は？

業務開始日は、実際の操業開始日に関わらず、事業期間内（§ 3④(1)参照）で、任意の日を選択できます。

※ 補助金の申請は業務開始日までに行う必要があります。

※ 業務開始日までに支払いが全て完了したものが補助の対象になります。なお、手形は振出日ではなく決済日を支払い完了日とします。

例 1：造成地を新たに取得した場合

用地取得日	R5. 5. 15	
事業着手日	R6. 4. 11	
着工(予定)日	R6. 4. 12	3年間
完成(予定)日	R7. 2. 28	
業務開始(予定)日	R8. 5. 14 までの期間で設定	

例 2：自社有地の場合

用地取得日	自社有地	
事業着手日	R6. 4. 11	
着工(予定)日	R6. 4. 12	2年間
完成(予定)日	R7. 2. 28	
業務開始(予定)日	R8. 4. 10 までの期間で設定	

<例 1 のイメージ>

時期	内容	発注	支払	補助対象の捉え方	
				業務開始日 A	業務開始日 B
R5. 5. 15	用地取得日			建物 ⇒ ○	建物 ⇒ ○
R6. 4. 11	事業着手日	建物		機械①⇒ ○	機械①⇒ ○
R6. 4. 12	着工日		→建物-1	機械②⇒ ×	機械②⇒ ○
R7. 2. 28	完成日		→建物-2	機械③⇒ ×	機械③⇒ ×
R7. 3. 1		機械①		機械④⇒ ×	機械④⇒ ×
R7. 4. 1		機械②	→機械①(振込)	◇機械② 業務開始日以降に手形が決済されるため、Aは補助対象外	
R7. 5. 1		機械③	→機械②(手形振出)		
R7. 6. 1	業務開始日 A			◇機械③ 支払日が業務開始日より後なので、A・Bとも補助対象外	
R8. 5. 14	業務開始日 B		→機械②(手形決済)		
R8. 5. 15	業務開始日	機械④	→機械③(振込)	◇機械④ 業務開始日以降の発注なので補助対象外	
R8. 6. 1	の設定不可		→機械④(振込)		

§ 4 補助額はどのように計算されますか？

補助額^{※1} = (A + B + C) × 補助率^{※2} …千円未満切捨

A 建物補助対象額
建物補助対象額 = 建物単価 ^{※3} × 建物延床面積 × 補助対象面積率 ^{※4}
B 機械設備補助対象額
機械設備補助対象額 ^{※4} : 生産、研究、開発、流通加工、事務、事業継続にかかるもの
C 安全対策補助対象額
§ 11、12 参照

※1 補助限度額：7 億円（別表 3（p. 14）に掲げる成長分野の工場又は研究所は 10 億円）

※ 補助対象となる設備投資額が 100 億円を超えるマザー工場、拠点化工場等への投資のうち、別に定める審査に合致した場合は補助限度額を上乗せ（§ 5 参照）

※2 補 助 率：原則 7 %（別表 3（p. 14）に掲げる成長分野の工場又は研究所は 10 %）

※3 建 物 単 価：①（建物金額^{※4} ÷ 延床面積）と②（県上限単価／非公表）のいずれか低い方

※4 補助対象面積率、機械設備補助対象額、建物金額：別表 1（p. 12）参照

§ 5 100 億円以上の大規模投資への補助額は、どのように決まるのですか？

（1）対象となる投資について

対象となるのは、マザー工場や拠点化工場等、地域への波及効果が高い大規模投資です。

（2）審査方法について

審査項目、時期は別に内規で定め、審査会にて審査を行います。（投資額に加え、企業・事業の成長性、ものづくり白書で定めるマザー工場に相当する機能の有無、地元への波及効果等により、上乗せ可否・交付額を決定）

（3）補助額の範囲について

限度額 7 億円（成長分野 10 億円）を基準として、補助率（投資対象額の 7 %（成長分野 10 %））の範囲内で限度額の上乗せを行います。

対象経費について

§ 6 どのような設備投資が補助対象となりますか？

- ・ 事業期間内（§ 3④(1)参照）に発注、納品（検収）、支払いが完了したもので、固定資産台帳の「建物」「建物付属設備」「機械装置」に計上されているもの
- ・ 工場等の設置にあたり当該用地に講じた地震被害を軽減させるための「安全対策費」（§ 7 参照）
- ・ 補助対象に含まないもの
 - ・ 1 件 50 万円未満の機械装置、耐用年数 1 年未満の機械装置
 - ・ 通常の設備更新にあたるもの（例：操業中の工場に機械を購入して設置した場合）

§ 7 補助対象となる安全対策費とはどのような経費ですか？

- ・ 工場等を設置する用地が、静岡県第 4 次地震被害想定において下表の区域内にある場合、想定される被害を軽減させるため、当該用地に講じる安全対策工事（下表事例）に要する経費です。

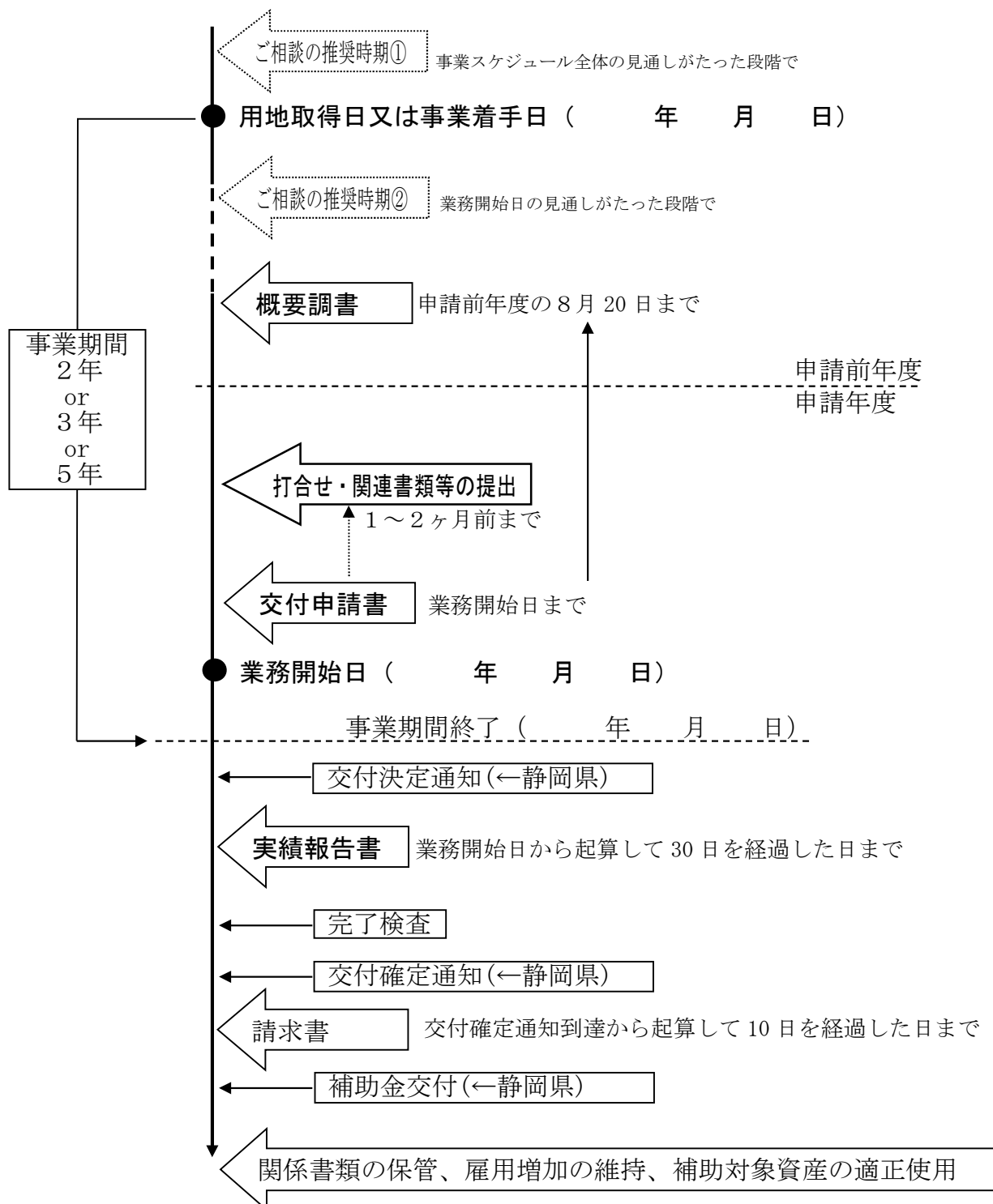
被害想定	対象区域	安全対策工事（例）
液状化	「液状化危険度が高い（ランク大）」 又は 「液状化危険度がやや高い（ランク中）」	地盤改良（土壌入替） 基礎対策（基礎杭）
山・がけ崩れ※	「崩壊の可能性が高い（ランク A）」 又は 「崩壊の可能性がある（ランク B）」	崩壊対策（擁壁） 斜面对策（法面保護）
津波浸水	津波による浸水が 1 cm 以上	土地嵩上げ 遮水壁

- ・ 静岡県が指定している「急傾斜地崩壊危険箇所」「山腹崩壊危険地区」「地すべり危険箇所」「地すべり危険地区」が対象となります。
- ・ 補助対象となる面積は、下記のうち最も小さい面積とします。
 - ア 安全対策工事を行った面積
 - イ 建屋の建築面積を 65%で割り戻した面積
 - ウ 取得面積（自社有地の場合は、当該自社有地の面積）
- ・ 補助対象金額の上限は、別に県が定める 1 m²当たり単価（非公表）に上記補助対象面積を乗じた額です。

申請手続きについて

§ 8 補助を申請するにはどうすればよいですか？また、スケジュールはどのようになりますか？

- 本補助金は、設備投資が完了し業務を開始してから申請をしていただきます。
- 補助を受けるためには、申請予定年度の前年度 8 月 20 日までに企業等概要調書を提出し、交付対象事業としてエントリーする必要があります。



§ 9 補助は何回でも受けられますか？

要件を満たせば、何度でも補助金を受けられます。

§ 10 グループ企業で共同して設備投資や操業をする場合、補助を受けられますか？

- ・ グループ企業とは、親会社と子会社若しくは関連会社です。
- ・ 要件を満たせば、補助を受けられます。この場合、共同で申請を行うこととなります。
- ・ なお、共同で申請を行った場合、補助金は原則として投資を行った会社に交付されます。但し、補助金の交付を受けなかった企業も、補助金交付済みの扱いになります。

§ 11 補助対象となった建物等を売却等した場合は、どうなりますか？

- ・ 補助対象となった建物や機械は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数等に相当する期間内においては、譲渡、売却、廃棄、貸付等を行うことはできません。
- ・ やむを得ない事情がある場合にも、事前に知事の承認が必要となります。それにあたっては、原則として、該当資産に対して交付された補助金を返還していただきます。

<別表 1>

設備投資額と補助対象額

科目	費 目	設備投資額	補助対象額	
土地	土地取得費	×	×	
	造成費（外構工事含む）	×	×	
	安全対策費※ 1	×	○	
建物、 建物付 属設備	工場等の本体	○	○	
	別棟の倉庫	○（同一事業であるもの）	○（同一事業であるもの。延床面積にも算入される）	
	中古工場等施設購入費	○	×	
	取得した建物の改修費用	○	○	
	設計料	○	×	
	測量費	○	×	
	登記、許認可事務、印紙代など事務費	○	×	
	リース代※ 2	×	×	
	既設生産施設等撤去	残存価格をマイナス計上	残存価格をマイナス計上	
構築物	外構	×	×	
機械装置	生産、研究開発、流通加工、事業継続、事務に用いるもの	○	○	
	倉庫用機械	○	工場	物流施設
			×（生産ラインの一部であれば○）	○
	中古機械の購入	○	○	
	リース代※ 2	×	×	
	自社工場間の機械の移設費用	×	×	
	既設生産設備撤去	残存価格をマイナス計上	残存価格をマイナス計上	
器具備品		○（施設設置に必要なもの）	×	
消耗品		×	×	
車両	フォークリフト等工場等内で使用するもの	○（施設設置に必要なもの）	×	
その他	他制度の補助対象となる経費	○	×	

※ 1：安全対策費は補助対象となりますが、設備投資額の算定には含まれません。

※ 2：所有権移転ファイナンス・リースのうち、事業期間内に全ての支払いが完了し、所有権が移転したものに限っては、設備投資額・補助対象額ともに算入可

建物補助対象額の算定に用いる補助対象面積率

施設種別	面積率
工 場	75%
物流施設	90%
研 究 所	80%

※補助対象事業とは関係のないスペース（補助事業と関係のない事業用のエリア、他社に賃借しているエリア等）は除外した上で、上記面積率を乗じます。

<別表 2>

物流施設への設置が必要な設備一覧

種類	設備
① 物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置 (自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるもの) 2 自動搬送装置 (自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するもの) 3 自動化保管装置 (遠隔制御により貨物の出し入れを行うもの) 4 垂直型連続運搬装置 (2以上の階に貨物を運搬するもの) 5 電動式密集棚装置 (遠隔制御により保管棚の移動を行うもの) 6 貨物保管場所管理システム (電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステム) 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置 (自動検量機構を有するもの)
② 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム (取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステム)
③ 流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

※上記①、②、③のうち、2種類以上の設備を新たに設置する必要があります。

※同一種類の2つの設備(例：自動仕分装置と自動搬送装置)を設置しても交付要件を満たしません。

※設置する設備がこの表に該当するか否かは、最終的には、各設備の仕様と現地確認により判断します。

<別表 3>

成長分野の対象となる業種及び工場

業種区分	対象施設
製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 食料品製造業 (2) 清涼飲料製造業 (3) 酒類製造業 (4) 茶・コーヒー製造業 (5) 医薬品製造業 (6) 医療用機械器具・医療用品製造業 (7) X線装置製造業 (8) 医療用電子応用装置製造業 (9) 医療用計測機器製造業	主に左の製品を生産する工場
1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 化学繊維製造業 (2) 炭素繊維製造業 (3) 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業及び医薬品製造業を除く。） (4) プラスチック製品製造業 (5) ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。） (6) 窯業・土石製品製造業 (7) 鉄鋼業 (8) 非鉄金属製造業 (9) 金属製品製造業 (10) はん用機械器具製造業 (11) 生産用機械器具製造業 (12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業及び武器製造業を除く。） (13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (14) 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業及び医療用計測機器製造業を除く。） (15) 情報通信機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） (17) その他の製造業 2 製造業（1に掲げる業種に係るものを除き、ナノセルロースを製造するもの及びナノセルロースを原料又は材料とするものに限る。） 3 耕種農業	主に左の製品を生産する工場のうち、 ア ファルマバレープロジェクト、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト、フォトンバレープロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場 イ 新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術、半導体等に関連する製品を製造する工場 ウ ア及びイに掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

※業種区分は日本標準産業分類に掲げる業種をいいます。

※工場で複数の製品を生産している場合には、上記分野に該当する製品の付加価値額・生産量・生産金額又は当該製品に係る生産施設の床面積が、工場全体の50%超を占めているかどうかで、対象の可否を判断します。